

加西市長 様

児童手当 新規認定請求書

提出年月日	
令和	.

◎ 児童手当受給者の妥当性を判断するため、市が必要な税情報(課税資料)の公簿等の確認を行うことに同意のうえ請求します。

請求者	(フリガナ)		②性別	男・女	⑮支払希望金融機関	請求者名義の口座を記入してください *児童や配偶者名義は登録できません		
	①氏名(保護者)					銀行名	銀行 信用金庫 農協 信用組合	
	⑥現住所	〒 加西市				支店名	本店 支店 出張所	
	令和6年1月1日の住所	(現住所と異なる場合に記入してください)				預金	普通・その他()	
	連絡先	自宅・携帯(請求者・配偶者)				口座名義	(カタカナ記入)	
	⑦個人番号(マイナンバー)		③生年月日	昭和 平成		口座番号		
⑧加入している公的年金制度	ア. 厚生年金保険 イ. 国民年金 () 私立学校教職員共済 ウ. その他 () 国家公務員共済 () () 地方公務員等共済		④職業	1 被用者(厚生年金等加入者) 2 被用者等でない者(扶養等)				
勤務先名(自営屋号名等)								

⑤配偶者(有・無)	◎ 児童手当受給者の妥当性を判断するため、市が必要な税情報(課税資料)の公簿等の確認を行うことに同意します。							
	(フリガナ)					⑬職業	1 被用者(厚生年金等加入者) 2 被用者等でない者(扶養等) 3 公務員(勤務先:)	
	⑩氏名					⑭請求者の控除対象配偶者または同一生計配偶者の場合に○印	控除対象配偶者 同一生計配偶者	
	⑮個人番号(マイナンバー)		⑫生年月日	昭和 平成				
⑪現住所	<input type="checkbox"/> 請求者と同じ			令和6年1月1日の住所	(現住所と異なる場合に記入してください)			

⑯児童の兄弟等	(フリガナ)	続柄	生年月日	同居別居の別	監護の有無	生計費負担の有無	海外留学 出国年月	※算定対象の場合に○印	児童の兄弟等 (18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者)
	氏名								
			平成・令和・西暦	同居・別居	有・無	有・無	令和 年 月		【注意】 「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、本請求書と併せて「監護相当・生計費負担についての確認書」をご提出ください。 なお、児童の兄弟等と児童の合計人数が3人以上の場合に限る。
			平成・令和・西暦	同居・別居	有・無	有・無	令和 年 月		

⑰児童	(フリガナ)	続柄	生年月日	同居別居の別	監護の有無	生計関係	海外留学 出国年月	*児童が別居の場合のみ記入 住所(別居先)	※児童との関係で、該当する場合に○印	3歳未満の児童	3歳以上 小学校修了前の児童	小学校修了後 中学校修了前の児童	中学校修了後 高等学校修了前の児童
	氏名												
			平成・令和・西暦	同居・別居	有・無	同一・維持	令和 年 月						
			平成・令和・西暦	同居・別居	有・無	同一・維持	令和 年 月						
			平成・令和・西暦	同居・別居	有・無	同一・維持	令和 年 月						
			平成・令和・西暦	同居・別居	有・無	同一・維持	令和 年 月						

児童手当の寄附 私は、支給を受ける児童手当等を市に寄附する意思があります。

★ 支給対象となる児童は、今年度末に高等学校3年生を修了するまでの児童となります。

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ◎ 字は、楷書(かいしよ)ではっきり書いてください。 ◎ ※印の欄は、記入しないでください。

※ 担当者記入欄

事由	所得情報連携	年金情報連携	別居監護	第3子以降加算有無
1. 出生	要・否	要・否	有・無	有・無
2. 転入(前住所:)	請求者・配偶者		情報連携 要・否	
<< 転入日: 消滅日: 確認日: >>	令和5年分所得額		請求者の妥当性(所得が「請求者」>「配偶者」であるか)	こんにちは 赤ちゃん事業
	①請求者	円 扶養控除の有無		
3. その他()	②配偶者	円 有・無	是・非	
備考	支給開始年月	手当月額(算定児童数)	認定・却下年月日	担当者
	令和 年 月	円 ()人	令和 . .	

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を右欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ⑧の欄は、⑩の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
 - ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
 - イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限ります。）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 5 ⑨の欄は、請求者及び配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額を記入して下さい。
- 6 ②、③、④、⑤、⑧及び⑨の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 7 ⑨、⑩、⑪、⑫、⑬及び⑭の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）している場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。⑩の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に⑩の欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 8 ⑯の欄は、⑰の欄に記載する児童の兄弟等のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 9 ⑯の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 10 ⑯の「生計費の負担の有無」の欄は、⑯の欄に記載した子が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費等の生計費の一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生計費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 11 18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が海外に留学している場合は、⑯の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 12 ⑰の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 13 児童が海外に留学している場合は、⑰の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 14 ⑰の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその子と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 15 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - ア 児童又は児童の兄弟等が他の市町村に住所を有する場合は、その児童又は児童の兄弟等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童又は児童の兄弟等が世帯主である場合にはその旨、その児童又は児童の兄弟等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
 - イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ウ 児童が請求者自身の子であり、請求者がその児童と別居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - エ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - オ 請求者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
 - キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ク 請求者に配偶者がある場合には、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村に住所を有していた場合は、請求者又は配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額についての市町村長の証明書
 - ケ ⑰の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類
 - コ ⑯の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、⑯の欄に記載した子に係る監護相当・生計費の負担についての確認書
 - サ ⑯の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、⑯の欄に記載した子が海外に留学している場合は、当該子が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類

※審査判定所得欄

令和6年分	譲渡所得の有無	有・無	扶養親族等及び児童の数	人（うち70歳以上の同一生計配偶者及び老人扶養親族の合計数 人）					
所得の合計額	雑損控除額	医療費控除額	小規模企業共済等掛金控除額	①所得制限限度額	項目	児童数	第3子以降	金額	
				②所得上限限度額					
円	円	円	円	円	※手当月額	3歳未満分	人	人	円
				円		3歳以上小学校修了前分	人	人	円
障害者控除額 障 人・特障 人	寡婦・ひとり親 ・勤労学生控除額	児童手当法施行令第3条第1項による控除		※ 控除後の所得額		中学生分	人	人	円
円	円	80,000 円	□ 100,000 円	円		高校生分	人	人	円
					計		人		